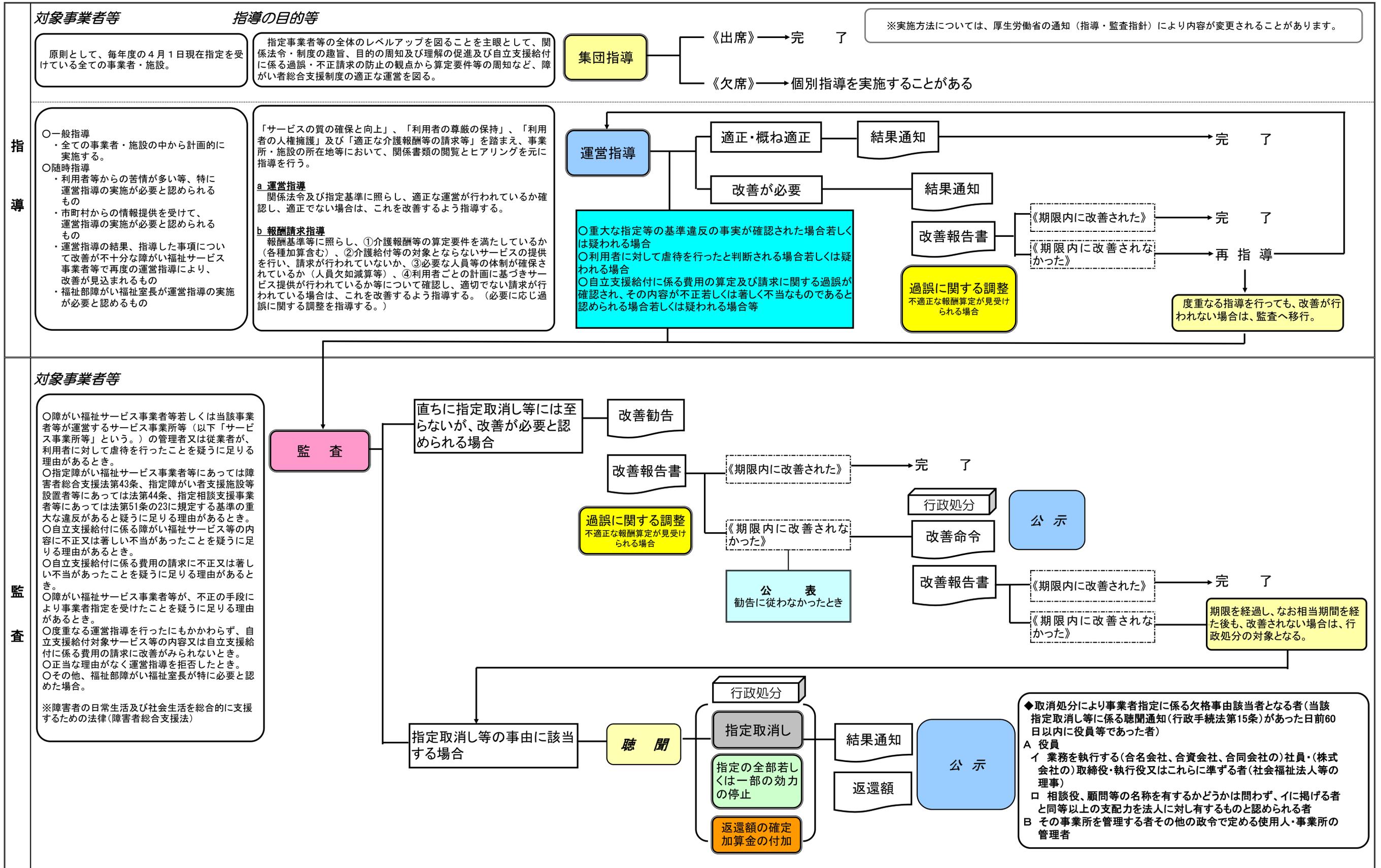


(参考)指定障がい福祉サービス事業者等に対する指導及び監査フロー図

※実施方法については、厚生労働省の通知（指導・監査指針）により内容が変更されることがあります。



対象事業者等

原則として、毎年度の4月1日現在指定を受けている全ての事業者・施設。

指導の目的等

指定事業者等の全体のレベルアップを図ることを主眼として、関係法令・制度の趣旨、目的の周知及び理解の促進及び自立支援給付に係る過誤・不正請求の防止の観点から算定要件等の周知など、障がい者総合支援制度の適正な運営を図る。

集団指導

《出席》→完了
《欠席》→個別指導を実施することがある

指導

- 一般指導
 - ・全ての事業者・施設の中から計画的に実施する。
- 随時指導
 - ・利用者等からの苦情が多い等、特に運営指導の実施が必要と認められるもの
 - ・市町村からの情報提供を受けて、運営指導の実施が必要と認められるもの
 - ・運営指導の結果、指導した事項について改善が不十分な障がい福祉サービス事業者等で再度の運営指導により、改善が見込まれるもの
 - ・福祉部障がい福祉室長が運営指導の実施が必要と認めるもの

「サービスの質の確保と向上」、「利用者の尊厳の保持」、「利用者の人権擁護」及び「適正な介護報酬等の請求等」を踏まえ、事業所・施設の所在地等において、関係書類の閲覧とヒアリングを元に指導を行う。

a 運営指導
関係法令及び指定基準に照らし、適正な運営が行われているか確認し、適正でない場合は、これを改善するよう指導する。

b 報酬請求指導
報酬基準等に照らし、①介護報酬等の算定要件を満たしているか（各種加算含む）、②介護給付等の対象とならないサービスの提供を行い、請求が行われていないか、③必要な人員等の体制が確保されているか（人員欠如減算等）、④利用者ごとの計画に基づきサービス提供が行われているか等について確認し、適切でない請求が行われている場合は、これを改善するよう指導する。（必要に応じ過誤に関する調整を指導する。）

運営指導

適正・概ね適正 → 結果通知 → 完了

改善が必要 → 結果通知 → 改善報告書

改善報告書 → 《期限内に改善された》 → 完了

改善報告書 → 《期限内に改善されなかった》 → 再指導

再指導 → 過度なる指導を行っても、改善が行われない場合は、監査へ移行。

過誤に関する調整
不適正な報酬算定が見受けられる場合

対象事業者等

- 障がい福祉サービス事業者等若しくは当該事業者等が運営するサービス事業所等（以下「サービス事業所等」という。）の管理者又は従業者が、利用者に対して虐待を行ったことを疑うに足りる理由があるとき。
- 指定障がい福祉サービス事業者等にあつては障害者総合支援法第43条、指定障がい者支援施設等設置者等にあつては法第44条、指定相談支援事業者等にあつては法第51条の23に規定する基準の重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- 自立支援給付に係る障がい福祉サービス等の内容に不正又は著しい不当があつたことを疑うに足りる理由があるとき。
- 自立支援給付に係る費用の請求に不正又は著しい不当があつたことを疑うに足りる理由があるとき。
- 障がい福祉サービス事業者等が、不正の手段により事業者指定を受けたことを疑うに足りる理由があるとき。
- 度重なる運営指導を行ったにもかかわらず、自立支援給付対象サービス等の内容又は自立支援給付に係る費用の請求に改善がみられないとき。
- 正当な理由がなく運営指導を拒否したとき。
- その他、福祉部障がい福祉室長が特に必要と認めた場合。

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

監査

直ちに指定取消し等には至らないが、改善が必要と認められる場合 → 改善勧告 → 改善報告書

改善報告書 → 《期限内に改善された》 → 完了

改善報告書 → 《期限内に改善されなかった》 → 行政処分 → 改善命令 → 公示

改善報告書 → 《期限内に改善されなかった》 → 公表
勧告に従わなかったとき

改善報告書 → 《期限内に改善された》 → 完了

改善報告書 → 《期限内に改善されなかった》 → 期限を超過し、なお相当期間を経た後も、改善されない場合は、行政処分の対象となる。

指定取消し等の事由に該当する場合 → 聴聞 → 行政処分 → 指定取消 → 返還額の確定加算金の付加 → 結果通知 → 返還額 → 公示

指定取消 → 結果通知 → 返還額 → 公示

◆取消処分により事業者指定に係る欠格事由該当者となる者（当該指定取消し等に係る聴聞通知（行政手続法第15条）があつた日前60日以内に役員等であつた者）

A 役員

イ 業務を執行する（合名会社、合資会社、合同会社の）社員・（株式会社の）取締役・執行役又はこれらに準ずる者（社会福祉法人等の理事）

ロ 相談役、顧問等の名称を有するかどうかは問わず、イに掲げる者と同等以上の支配力を法人に対し有するものと認められる者

B その事業所を管理する者その他の政令で定める使用人・事業所の管理者

障がい福祉サービス事業者の指定等に関する事務権限について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）関係法令の改正及び「大阪版地方分権推進制度」に基づき、指定障がい福祉サービス事業者の指定等に関する事務権限については下記のとおり各市町村に移譲となります。

（なお、これまで大阪府が行った指定は、権限の移譲後も有効です。）

1 事務権限の移譲市町村及び移譲時期

- ・平成 23 年 10 月 1 日：池田市、茨木市、箕面市、豊能町、能勢町
- ・平成 24 年 1 月 1 日：富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
- ・平成 24 年 4 月 1 日：大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市
- ・平成 24 年 7 月 1 日：吹田市
- ・平成 24 年 10 月 1 日：岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、忠岡町
- ・平成 25 年 1 月 1 日：枚方市、八尾市、松原市、柏原市
- ・平成 25 年 4 月 1 日：泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町
- ・平成 28 年 4 月 1 日：寝屋川市

2 権限移譲する主な事務

障害者総合支援法に基づく、

- ・指定障がい福祉サービス事業者・指定障がい者支援施設の指定業務等
- ・指定一般相談支援事業者の指定業務等（大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市）
- ・指定障がい福祉サービス事業者・指定障がい者支援施設の指導、監査業務等
- ・指定一般相談支援事業者の指導、監査業務等（大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市）

※事務移譲後も、大阪府は、市町村に技術的指導・助言を行うとともに、障がい者等の福祉のために必要があると認められるときは、障がい福祉サービス事業者等に対し、報告や資料の提出等を求め、職員及び関係者に対する質問、立入検査などを行うことがあります。

（参考）

事務権限の根拠

- ・政令市及び中核市

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第十二章 大都市等に関する特例

- ・他の市町村

大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年大阪府条例第八号）

○指定取消し事業者一覧

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
令和3年 4月15日	寝屋川 市	居宅介護 重度訪問 介護 同行援護	<p>【居宅介護】</p> <p>人員基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第3号）</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス提供責任者、従業者を十分に配置していなかった。 <p>運営基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第4号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理者においては、事業所の従業者及び業務の一元的な管理を行うべきところ、指定時から令和2年11月までの間、これらがなされていなかった。 サービス提供責任者においては、居宅介護計画作成のための一連の業務、利用の申し込みに係る調整、従業者への技術指導等を行わなければならないところ、指定時から令和2年11月までの間、これらが行われていなかった 運営規程には、事業所のサービスの提供内容を記載すべきであるが、サービスの提供内容として記載がされていない「乗降介助」について、サービス提供を行っていた。 <p>不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号）</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス提供の実態がない事例又は実態と異なっている事例について、本事業者の代表者が介護給付費を請求し、これを受領した。 <p>【重度訪問介護・同行援護】</p> <p>人員基準違反、その他福祉に関する法律の違反（障害者総合支援法第50条第1項第3号）（障害者総合支援法第50条第1項第9号）</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス提供責任者、従業者を十分に配置しておらず、また、一体的に運営する居宅介護において運営基準違反、不正請求が認められた。
令和3年 6月30日	茨木市	就労継続 支援B型	<p>人員基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第3号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年2月から令和3年2月までの期間において、職業指導員又は生活支援員のいずれか1人以上を常勤で配置する必要があるにもかかわらず、常勤で配置していなかった。 新規に指定を受けた指定就労継続支援B型事業所については、指定後の6月までは定員の90%を利用者数とみなし、常勤換算方法で算出した職業指導員及び生活支援員の総数が利用者数を10で除した数以上でなければならないにもかかわらず、少なくとも令和2年2月から令和2年4月までの期間において、常勤換算方法で配置すべき数の職業指導員及び生活支援員を配置していなかった。 <p>運営基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第4号）</p> <ul style="list-style-type: none"> サービスを提供した際は、サービス提供日、内容その他必要な事項を、サービス提供の都度記録し、利用者から確認を受けなければならないにもかかわらず、監査に入った時点で、利用者から確認を受けたことがわかるものがなかった。 利用者5名について、サービスを提供する前に文書により利用者の同意を得て個別支援計画を交付しなければならないにもかかわらず、個別支援計画に利用者の署名・押印を得ておらず、利用者の同意を得たことが確認できるものがなかった。 利用者1名について、サービスを提供する前に文書により利用者の同意を得て個別支援計画を交付しなければならないにもかかわらず、個別支援計画をサービスの提供開始月の翌月に作成しており、サービスを提供する前に個別支援計画を作成、交付していなかった。 利用者1名について、サービスを提供する前に文書により利用者の同意を得て個別支援計画を交付しなければならないにもかかわらず、文書によ

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
			<p>り利用者の同意を得て交付したことが確認できる個別支援計画がなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者6名について、個別支援計画の見直しを6月に1回以上行い、見直し後のサービスを提供する前に文書により利用者の同意を得て個別支援計画を交付しなければならないにもかかわらず、文書により利用者の同意を得て交付したことが確認できる個別支援計画がなかった。 <p>不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定当初から、常勤の職業指導員又は生活支援員を配置していなかったにもかかわらず、利用者10名について、翌々月の令和2年4月から令和3年2月までの期間において所要の減算を行わず訓練等給付費を不正に請求し受領した。 ・少なくとも令和2年2月から令和2年4月までの期間において常勤換算方法で配置すべき数の職業指導員及び生活支援員を配置しておらず、かつ、令和2年2月は常勤換算方法で配置すべき数の職業指導員及び生活支援員から1割を超えて減少しているにもかかわらず、利用者6名について、翌月の令和2年3月から令和2年5月までの期間において所要の減算を行わず、就労継続支援B型サービス費(I)の単位数で訓練等給付費を不正に請求し受領した。 ・下記の利用者8名について、基準に定められている個別支援計画作成に係る一連の業務が適切に行われていないにもかかわらず、所要の減算を行わず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。 <p>虚偽の報告（障害者総合支援法第50条第1項第6号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員1名の令和2年2月の出勤簿には、指定訪問介護（居宅介護）事業所のヘルパーとして勤務した内容が記載されており、当該従業員が指定訪問介護（居宅介護）事業所で行った令和2年2月のサービス提供記録もあるにもかかわらず、令和3年4月9日の監査において、当該従業員が同一法人内で従事する指定訪問介護（居宅介護）事業所の勤務表の提出を求めたところ、代表者は、当該従業員が令和2年2月は指定訪問介護（居宅介護）事業所には勤務していないとする勤務予定（実績）一覧表を提出するという虚偽の報告をした。 <p>虚偽の答弁（障害者総合支援法第50条第1項第7号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員1名の雇用契約書では、従事すべき業務の内容として「訪問介護サービス、B型作業所業務」が、就業の場所としてそれぞれの住所が記載されているため、雇用契約書では当該従業員が指定就労継続支援B型事業所のみで常勤で従事する勤務予定とはなっておらず、令和2年1月8日に指定就労継続支援B型事業者としての指定を申請した際に提出された「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」に当該従業員は記載されていないにもかかわらず、令和3年4月9日の監査において、事業開始時に配置されていた常勤職員について質問したところ、代表者は、当該従業員を常勤職員として雇い、人員基準については基準を満たしていたという虚偽の答弁をした。 ・従業員1名の令和2年2月の出勤簿には、指定訪問介護（居宅介護）事業所のヘルパーとして勤務した内容が記載されており、当該従業員が指定訪問介護（居宅介護）事業所で行った令和2年2月のサービス提供記録が存在していることから、当該従業員は、令和2年2月において指定就労継続支援B型事業所に常勤として勤務していないにもかかわらず、代表者は、当該従業員にB型作業所に入るよう指示したため、当該従業員は令和2年2月は訪問介護には従事していないという虚偽の答弁をした。 <p>不正の手段による指定（障害者総合支援法第50条第1項第8号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年1月8日に指定就労継続支援B型事業者としての指定を申請した際に、法人とアルバイトとして労働契約を締結した常勤でない従業員2

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
			名について、常勤の職業指導員又は生活支援員として配置することが記載された「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」を提出し、指定を受け、当該従業員を事業開始月である令和2年2月に常勤として配置しなかった。
令和4年 2月1日	大阪市	居宅介護 重度訪問 介護 同行援護	その他福祉に関する法律の違反 （障害者総合支援法第50条第1項9号） ・居宅介護、重度訪問介護及び同行援護と一体的に運営する介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業（訪問介護）において、居宅介護サービス費の請求に関する不正があった。
令和4年 4月1日	東大阪 市	地域移行 支援 地域定着 支援 計画相談 支援	不正の手段による指定 （障害者総合支援法第51条の29第1項第8号、法第51条の29第2項第8号） 新規指定において、実際には配置すべき従業員がいないにも関わらず、人員基準を満たしているように装うため、管理者兼相談支援専門員1名を勤務予定者として提出することにより指定を受けた。 不正又は著しく不当な行為 （障害者総合支援法第51条の29第1項第10号、法第51条の29第2項第10号） 勤務予定がないにも関わらず新規指定時に勤務予定者として提出した管理者兼相談支援専門員について、指定後に勤務した後、退職したとする虚偽の変更の届出を行った。
令和4年 4月26日	門真市	就労継続 支援B型	不正請求 （障害者総合支援法第50条第1項第5号） ・令和3年8月から同年12月において、サービスの利用がない日も利用したとして記録を作成し、訓練等給付費を不正に請求し受領した。
令和4年 5月31日	茨木市	訪問介護 居宅介護 重度訪問 介護 同行援護	介護保険法に違反 （障害者総合支援法第50条第1項第9号） ・居宅介護・重度訪問介護・同行援護と一体的に運営する介護保険法上の訪問介護において、介護給付費の請求に関する不正及び虚偽の答弁が行われた。
令和4年 11月30 日	東大阪 市	就労継続 支援B型	設備及び運営に関する基準違反 （障害者総合支援法第50条第1項第4号） ・新規指定時より、当該法人は事業所物件について所有者と賃貸契約を交わしておらず、専ら指定就労継続支援B型事業所の用に供する区画を有していなかった。また、令和4年9月10日以降は当該区画に全く立ち入ることができない状態となり、指定就労継続支援B型サービス事業所を運営することができなくなっていた。 不正な手段による指定 （障害者総合支援法第50条第1項第8号） ・管理者の実務経験証明書について、当該法人において偽造した虚偽の実務経験証明書を本市に提出し、指定を受けた ・事業所の賃貸借契約書について、設備基準を満たしているよう装うため、当該法人と所有者の間で交わしたとする虚偽の賃貸借契約書を本市に提出し、指定を受けた ・従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表について、当初より常勤で配置する予定のない者を常勤の目標工賃達成指導員として本市に提出し、指定を受けた。

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
令和5年 4月30日	豊中市	居宅介護 重度訪問 介護 行動援護	<p>【居宅介護】 不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号） ・令和元年6月から令和3年5月までの介護給付費の請求について、複数の利用者に対して、その利用者よりも少ない人数のヘルパーまたは無資格の者がサービス提供を行っていたにもかかわらず、1対1の個別支援があったかのように見せかけ、虚偽のサービス提供の記録を作成し、介護給付費を不正に請求し、これを受領した。 ・令和2年8月及び令和3年4月の介護給付費の請求について、無資格の者がサービス提供を行っていたにもかかわらず、別のヘルパーがサービス提供を行ったとする虚偽のサービスの提供の記録を作成し、介護給付費を不正に請求し、これを受領した。</p> <p>【重度訪問介護、行動援護】 法令違反（障害者総合支援法第50条第1項第9号） ・居宅介護において介護給付費を不正に請求し、指定取消処分に該当する違反行為を行ったことから、居宅介護と一体的に運営していた重度訪問介護及び行動援護についても、指定を取り消すもの。</p>
令和5年 5月31日	高槻市	居宅介護 重度訪問 介護	<p>【居宅介護】 介護給付費の不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号に該当） ・事業者は、事業所事務員の関係者1名に対して、令和4年11月から令和5年1月までの間、公的サービスを提供していないにもかかわらず、おおよそ週に1回、管理者自らが居宅介護の提供を行ったとする記録を作成して、介護給付費の請求を行い受領した。 ・事業者は、ヘルパー2名が居宅介護従業者の資格を取得するまでの間、資格がないにもかかわらず、居宅介護の提供を行わせ、もって介護給付費の請求を行い受領した。なお、無資格者による居宅介護の提供は、1名は令和2年2月1日から令和2年3月26日までの間、もう1名は令和3年4月8日から令和3年9月14日までの間で、提供回数は、合計296回である。 ・事業者が居宅介護を提供し、もって請求した介護給付費のうち、身体介護中心型の所定単位数を算定したのものについて、利用者1名に対し、令和3年2月から令和5年1月までの間、全235時間の身体介護の提供のうち4時間分を除いて、実際には身体介護を行っておらず、家事援助に相当する支援を行っていた。</p> <p>虚偽の報告及び障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為（障害者総合支援法第50条第1項第6号及び第10号に該当） ・事業者は、事業所事務員の関係者が公的サービスを受給する予定がないにもかかわらず、居宅介護の支給決定を受けるための助言を事業所事務員に行い、事業所事務員が関係者に対して行っている私的な支援を、事業者の公的サービスであるかのように装った。また、そのために、管理者自らが居宅介護の提供を行ったとする虚偽のサービス提供記録を作成して、市の監査で提出した。 ・事業者は、居宅介護従業者の資格がない者2名に居宅介護の提供をさせた。その期間は、1名は令和2年2月1日から令和2年3月26日までの間、もう1名は令和3年4月8日から令和3年9月14日までの間である。加えて、このうち1名は、事業所に勤務していない別の有資格者の名前を使って、居宅介護の提供をしたとする虚偽の記録を作成し、市の監査で提出した。 ・事業者は、利用者1名について、令和3年2月から令和5年1月までの間、実際にはほとんど身体介護を行っていないにもかかわらず、身体介護の提供をしたとする虚偽の記録を作成し、市の監査で提出した。</p>

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
			<p>虚偽答弁（障害者総合支援法第50条第1項第7号に該当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者は、市が監査で行った事情聴取において、事業者が公的サービスを提供していない者に対して、管理者自らが居宅介護を提供していると述べた。 ・管理者は、市が監査で行った事情聴取において、実際には訪問看護師が入浴の見守りをしている利用者について、訪問看護師が退出した後でヘルパーが入浴支援を行っている、事実とは異なる答弁をした。 <p>【重度訪問介護】</p> <p>障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為（障害者総合支援法第50条第1項第10号に該当）</p> <p>事業者が同一事業所で行う指定重度訪問介護について、一体的に運営されている指定居宅介護において上記のとおり、指定取消処分相当の法令違反が認められた。</p>
令和5年 6月1日	大阪市	居宅介護 重度訪問 介護 同行援護	<p>介護保険法に違反（障害者総合支援法第50条第1項第9号）</p> <p>指定障害福祉サービスの事業（居宅介護、重度訪問介護及び同行援護）と一体的に運営する介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業（訪問介護）において、居宅介護サービス費の請求に関する不正があった。</p>
令和5年 7月11日	守口市	居宅介護	<p>不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号）</p> <p>令和3年6月から令和5年3月において、サービスの利用がない日も利用したとして記録を作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。</p>
令和5年 12月31日	茨木市	居宅介護 重度訪問 介護	<p>不正の手段による指定（障害者総合支援法第50条第1項第8号）</p> <p>指定申請時に、勤務する予定のない者を管理者兼サービス提供責任者として申請書類に記載し、人員基準を満たしているかのような虚偽の申請を行い、不正な手段により指定を受けた。また、申請書類に管理者兼サービス提供責任者とされた者の虚偽の署名を行い、あたかも本人が署名したかのように見せかけて本市に指定申請を行い指定を受けた。</p> <p>不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号）</p> <p>少なくとも、4名の利用者について、令和4年10月13日から令和4年11月27日までの期間の一部の指定居宅介護の提供において、支援実態がないにも関わらず介護給付費を不正に請求した。</p> <p>帳簿書類その他の物件の提出拒否（障害者総合支援法第50条第1項第6号）</p> <p>本件事業者に対し、帳簿及び書類の提出を求める通知を行ったが、指定した期日までにその提出がなかった。なお、本件事業者代表から、事業所の運営を任せていたと申出のあった別法人代表に対し、帳簿及び書類の提出を求める通知を行ったが、その法人からも指定した期日までに帳簿及び書類の提出がなかった。</p> <p>人員基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第3号）</p> <p>事業所の開設当初（令和4年3月1日）から令和4年4月30日までの間、管理者を事業所に設置していなかった。令和4年11月15日から令和4年12月21日までの間、管理者及びサービス提供責任者を事業所に配置していなかった。</p> <p>運営基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第4号）</p> <p>少なくとも、事業所の開設当初（令和4年3月1日）から令和4年12月31日までの期間において、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けていなかった。</p>

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消しの理由
令和6年 2月1日	東大阪 市	共同生活 援助	<p>訓練等給付費の不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号） サービス管理責任者が個別支援計画、個別支援計画の原案、モニタリング記録表、サービス担当者会議録を作成していなかった。そのため、サービス管理責任者が作成した個別支援計画等が無い状態で指定共同生活援助を提供していたにも関わらず、個別支援計画未作成減算を適用せず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。</p> <p>虚偽の報告（障害者総合支援法第50条第1項第6号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員の履歴書及び雇用契約書、給与明細書について、本市に虚偽の書類を作成し提出した。 ・法人代表への聴き取りで管理者が常勤で働いているかのように装うため、虚偽の報告を行った。 ・個別支援計画に関する書類を実際は別の職員が作成しているにも関わらず、サービス管理責任者が作成したかのように装い、本市に虚偽の書類を作成し提出した。 <p>不正の手段による指定（障害者総合支援法第50条第1項第8号） 人員配置基準を満たすため、新規指定申請時に常勤として勤務予定のない者の名義を使用し、その者を管理者として配置するとして、本市に虚偽の申請書を提出し、指定を受けた。</p>
令和6年 3月1日	大阪市	居宅介護 重度訪問 介護	<p>【居宅介護】</p> <p>人格尊重義務違反（障害者総合支援法 第50条第1項第2号に該当） 令和4年5月頃から令和5年4月までの間、従業員が利用者宅を訪問して身体介護等のサービスを提供する居宅介護サービスにおいて、従業員が利用者2名に対して拳で腹部を殴るなどの行為を複数回行った。 また、開始時期は不明だが、利用者1名については令和5年1月までの間、外1名については令和5年4月までの間において、夜間に居室から出られないよう外側から鍵をかけ閉じ込めた。</p> <p>介護給付費の請求に関する不正（障害者総合支援法第50条第1項第5号に該当） 令和2年1月から令和5年3月までの間、実際にはサービス提供をしていないにもかかわらず、法人役員や従業員ではない者の氏名を使用し、サービス提供を行ったとする記録を虚偽作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。 また、令和4年9月から令和5年3月までの間、実際にはサービス提供をしていないにもかかわらず、法人代表自らがサービス提供を行ったとする記録を虚偽作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。</p> <p>【重度訪問介護】</p> <p>障害者総合支援法その他法令違反（障害者総合支援法第50条第1項第9号に該当） 指定重度訪問介護事業と一体的に運営する 指定居宅介護事業 において、人格尊重義務違反及び介護給付費の請求に関する不正が行われたことから、令和6年3月1日付けで指定居宅介護事業者の指定が取消されることになったため。</p>